

金ケ崎町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 金ケ崎町

事 業 名 : 金ケ崎町訪問看護ステーション

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

① 事業の現況

法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	非適用	事業開始年月日	平成12年4月1日
事業の内容	訪問看護ステーション	指定管理者制度 導入状況	直営
職員数	3人		
うち 常勤医師数	人	理学療法士又は作業療法士	人
看護職員数	3人	事務職員	人
介護職員数	人	その他職員	人
介護支援専門員数	人		

② 施設

施設数	1	定員	病床がないため 定めていない 人
延床面積	4 m <sup>2</sup>	居室床面積	事務室のみ m <sup>2</sup>
サービス日数	284 日	年延利用者数	1,709 人

(2) 現在の経営状況

訪問看護ステーション事業として特別会計で運営しており、不足分については一般会計からの繰入れをしている。  
過去3カ年(令和4年度～令和6年度決算)の平均は、歳入が約28,831,000円、歳出が27,581,000円である。主なものとして、歳入は介護サービス費収入、歳出は人件費となっている。  
また当町の訪問看護ステーションは、国民健康保険診療施設の事務室に併設しており、資本としては訪問用の車両(軽自動車)2台を所有している程度である。

### (3) これまでの主な経営健全化の取組

当診療所で行っている経営改善委員会のもと、経営の指針として毎年度バランススコアカードを作成し、年度当初に目標値の設定と前年度の振り返りを行っている。訪問看護ステーション部門では歳入の安定化を図るため、「利用者の拡大」を戦略課題とし、令和7年度の利用者延人数の目標値を1,780人(令和6年度実績値:1,713人)と設定している。また、訪問看護について広く住民に知ってもらうため、令和7年度は当センターの広報紙に訪問看護について2回掲載することを目標としている。(令和6年度実績値:1回)

## 2. 将来の事業環境等

### (1) 介護保険サービス事業における主な取組

在宅療養者に対し、適切な看護を提供することにより、①在宅療養者の生活の質の確保を重視、②より安定した療養生活が送れるように心身の機能の維持回復を目指し取り組んでいる。

### (2) 高齢者人口等の予測

当町では、今後、総人口は緩やかな減少が続くと予測されている。一方で、高齢化率については、年少人口及び生産年齢人口の減少が続くものの、高齢者人口も同様に減少するため、期間を通じて大きな変動は生じにくく、わずかに低下する見込みである。後期高齢者についても、推計期間の初期を境に緩やかな減少に転じると考えられており、後期高齢者の年齢構成比についても、期間を通じて大きな変化は見られず、概ね現状に近い構成が継続する見通しである。

### (3) 介護需要の予測

当町の訪問看護に係る介護保険給付状況の推移及び当訪問看護ステーションの利用者数の推移から、当町における訪問看護の需要は今後もゆるやかな減少傾向にあると見込んでいる。要因として、(2)「高齢者人口等」の予測より、人口構成はおおむね現状に近い構成が継続する見通しであるため、訪問看護の需要についても近年までと同様に減少傾向に推移すると考えられるため。

### (4) 施設の見通し

金ヶ崎町の訪問看護ステーションは、病床を持たない診療所の事務室内に事業所を置いているため、今後も利用者の需要に対するサービスを提供していきたい。

### (5) 組織の見通し

当町の訪問看護ステーションは、利用者約30人に対し専任3人の看護師で対応している。また、24時間緊急対応、休日ケアプラン対応を専任看護師3人に加え診療所兼務の看護師7人で対応している。現在の利用者状況では現員体制を維持できるが、さらに利用者が増加した場合は、専任職員の増加を検討しなければならない。

### 3. 経営の基本方針

金ケ崎町訪問看護ステーションは、病気やけがを持った方が住み慣れた地域・家庭で安心して療養生活を送れるよう、自宅へ訪問し適切な看護サービスの提供に取り組んでいる。

要支援者・要介護認定者の増加が予測されていることに伴い、訪問看護サービスへのニーズも高まることが見込まれ、住民が健やかに暮らせる役割を担う一つの組織として訪問看護ステーションが必要な役割を担う。

社会的状況やニーズがある一方、今後も切れ目ない訪問看護サービスを提供すべく、収支均衡を保ち健全な経営ができるよう、「金ケ崎町訪問看護ステーション経営戦略」を策定し今後の運営指針とする。

《基本方針》

1. 提供するサービスの標準化と関係機関との連携強化により、利用者の満足度を上げる。
2. 安全・安心な看護、個別性のある看護の提供により、業務の質の向上を図る。
3. 利用者の拡大と、医療介護報酬の適正な請求事務により歳入の安定化を図る。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 経営指標に係る数値目標

一般会計からの繰入金は、令和8年度の見込額（約15,100千円）を最大とし、それ以上としないことを目標に収入確保に努める。

#### ② 収支計画のうち投資についての説明

令和8年度に訪問看護システム更新委託料、同システム用端末購入費として経費を計上している。

#### ③ 収支計画のうち財源についての説明

介護サービス収入により財源確保を見込む。  
利用者数の維持・確保、また、報酬改定により、料金収入やその他収入（診療報酬）の維持を見込んでいる。

#### ④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費の大部分を職員人件費が占めている。そのほかの経費は、医薬材料費等訪問看護にかかるもののほか、車両の維持管理経費などである。

令和8年度の他会計繰入金の増加分について、訪問看護システム更新、同システム用端末購入を予定していることによるものである。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	当事業所には必要なし。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	当訪問看護ステーションの統廃合、縮小の予定なし。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	診療所の事務室内に当訪問看護ステーションがあるため、今後も公的サービスとして運営していく。
その他	特になし。

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	法令に基づき対応。
利用状況に関する事項	療養費収入の利用料は、その年の利用者状況により増減しているが、介護サービス収入の自己負担金収入は年々増加傾向にある。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	今後も一般会計からの繰入金にて対応をする。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産なし。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	診療所の事務室内に当訪問看護ステーションがあるため、今後も公的サービスとして運営していく。
職員給与費の適正化に関する事項	当町の法令及び一般会計に準じた対応。
組織体制の効率化に関する事項	サービス利用者が増加した場合は、専属職員の増加など体制を見直す。減少した場合は、兼務職員を減らすことを考える。
その他	特になし。

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	利用者の方のかかりつけ医と連携をとりながら、住み慣れた自宅で療養生活を送りたいと思われる方がいるため。
公営企業として実施する必要性	当訪問看護ステーションは公営の診療所内にある。また、診療所にはかかりつけとして通院している住民の方も多くいらっしゃる。気軽に相談できる訪問看護ステーションとして、住民の方に広くサービスを提供するためにはなくてはならない事業である。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	戦略の期間を5年とする。 1年ごとに事後検証を行い、5年ごとに改定を行う。
---------------------	--

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度				
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	28,641	29,785	28,239	29,041	27,396	27,864	28,341	0	0	0	0	0
	(1)	営 業 収 益 (B)	15,831	13,014	13,508	13,901	13,901	13,901	13,901	0	0	0	0	0
		ア 料 金 収 入	1,640	1,407	1,545	1,610	1,610	1,610	1,610					
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0					
		ウ そ の 他	14,191	11,607	11,963	12,291	12,291	12,291	12,291					
	(2)	営 業 外 収 益	12,810	16,771	14,731	15,140	13,495	13,963	14,440	0	0	0	0	0
		ア 他 会 計 繰 入 金	11,935	14,970	13,082	15,137	13,492	13,960	14,437					
		イ そ の 他	875	1,801	1,649	3	3	3	3					
	2	総 費 用 (D)	26,488	26,865	26,642	29,040	27,395	27,863	28,340	0	0	0	0	0
	(1)	営 業 費 用	26,488	26,865	26,641	29,039	27,394	27,862	28,339	0	0	0	0	0
		ア 職 員 給 与 費	25,336	25,355	25,097	25,555	26,015	26,483	26,960					
		うち 退 職 手 当	2,045	1,952	1,766	1,694	1,694	1,694	1,694					
		イ そ の 他	1,152	1,510	1,544	3,484	1,379	1,379	1,379					
	(2)	営 業 外 費 用	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	ア 支 払 利 息	0	0	1	1	1	1	1						
	うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	1	1	1	1	1						
	うち 資 本 費 平 準 化 債 分	0	0	0	0	0	0	0						
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0						
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,153	2,920	1,597	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(1)	地 方 債												
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金												
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金												
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	829	1,324	1,597	1	1	1	1	0	0	0	0	
	(1)	建 設 改 良 費												
		うち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)												
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	829	1,324	1,597	1	1	1	1						
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 829	△ 1,324	△ 1,597	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	0	0	0	0		

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円，%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,324	1,596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,324	1,596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	1,324	1,596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	108	111	106	100	100	100	100	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	15,831	13,014	13,508	13,901	13,901	13,901	13,901	0	0	0	0	0
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した (V)												
健全化法第22条により算定した ( (T) / (V) × 100 )												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度					
収 益 的 収 支 分	10,736	14,970	13,082	15,137	13,492	13,960	14,437	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0					
うち基準外繰入金	10,736	14,970	13,082	15,137	13,492	13,960	14,437					
資 本 的 収 支 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0					
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0					
合 計	10,736	14,970	13,082	15,137	13,492	13,960	14,437	0	0	0	0	0